

令和5年12月13日・14日 開催

常任委員会会議録

箕輪町議会

総務産業常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和6年 12月13日・14日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 301委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	総 務 課	2～14
2	企画振興課・みのわの魅力発信室	14～20
3	税 務 課	20～21
4	みどりの戦略課	21～25
5	議会事務局・監査委員事務局	25
6	会 計 課	26
7	商工観光課	27
8	建 設 課	28～36
9	水 道 課	36～40

議事のでんまつ

午後1時00分 開会

○13番 岡田総務産業常任委員長 皆さんおそろいですので、総務委員会を始めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。ただいまの出席議員は7名であります。ただいまより総務産業常任委員会を開会いたします。本日の会議を開きます。最初に、議事録署名議員の指名を行います。署名議員に12番 中野議員、14番 寺平議員の両議員を指名いたします。

①総務課

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは総務課に係る付議事件の委員会審査を行います。議案第3号 箕輪町一般職の職員の給与に関する条例及び箕輪町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、担当課の説明を求めます。毛利課長、お願ひします。

○毛利総務課長 それでは議案第3号でございます。箕輪町一般職の職員の給与に関する条例及び箕輪町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、担当の係長、人事課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 お願ひします。

○清水人事係長 では、まず、議案第3号について説明を申し上げます。今回の改正ですけれども、一般職の職員の給料月額と期末手当、勤勉手当の支給月の改定、また、在宅勤務等手当を新設するものでございます。改正につきまして、それでは議案の18ページのほうをご覧ください。最初に、一般職の職員の給与に関するものですが、第1条の給与に関する部分でございます。最初の表ですが、一般職の職員の令和5年度の表でございます。6月期は変わっておりませんが、12月の期末手当、勤勉手当、合わせて0.10月引き上げ、年間では4.40月を4.50月とするものでございます。その下の表が、特定管理職の職員でございます。こちらにつきましては、一般職と同様に改定をするものでございます。では、続きまして再任用職員でございます。こちらは、期末手当、勤勉手当、合わせて0.05月引き上げ、年間では2.30月を2.35月とするものです。また、一番下の段になりますけれども、再任用特定管理職員につきましても、再任用と同様に0.05月引き上げるものでございます。19ページをご覧ください。(2)給料表でございますが、給料表の改定につきましては議案の2ページから、また、新旧対照表では9ページからでございます。こちらですが、初任給を引き上げまして、1級の平均改定率5.2%、2級の平均改定率は2.8%など、若年層に重点を置いた給料の引上げとなっております。全体の改定率は1.1%の増でございます。続いて、資料の19ページ、第2条の関係でございます。こちらにつきまして

は、令和6年度以降の支給の配分について改定をするものでございます。最初の表は、一般職の表でございます。こちらは、年間支給月数は4.50月で変わっておりませんが、6月期、12月期とも同様の月数となるように、期末手当と勤勉手当の月数を改定するものです。その下3つの表、特定管理職員、再任用職員、再任用特定管理職員ともに同様に年間の支給月数は変わっておりませんが、期末・勤勉手当の支給月数を改定するものです。また、2条関係ですけれども、在宅勤務等手当を新設しております。こちらにつきましては議案の14ページをご覧いただきたいと思っております。新旧対照表となっておりますが、右側に改正案がございます。第4章の2、在宅勤務等手当として新設をするものです。こちらですけれども、テレワークを中心とした働き方をする職員に対しまして、光熱水費などの負担軽減のために手当を新設するものです。住居などで1か月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に対しまして、月額3,000円の手当を支給するものです。続いて資料の20ページ、第3条の関係です。第3条でございますが、(1)につきましては、任期付の職員の給料表の改定です。こちらは人勧のと通りの改定を行ったものでございます。(2)の期末手当ですけれども、こちらは令和5年度の12月期の期末手当の支給月数を1.65月から1.75月に0.1月引き上げるものでございます。第4条の関係ですが、令和6年度以降の期末手当について、年間の支給月数は変わっておりませんが、6月と12月の期末手当の支給月数を同月とするものでございます。議案の6ページをお願いいたします。こちら、中段以降に附則がございます。附則ですけれども、第1条では、この条例の施行期日を公布の日からと定めておりまして、改正文の第2条第4条の令和6年度以降の手当の支給月数を同月とした規定につきましては、令和6年4月1日からしております。附則の第1条第2項では、給料月額改正の部分の適用日を令和5年4月1日に、附則第1条第3項では、令和5年分の手当の率の改正部分の適用日を令和5年12月1日とし、第2条では、給与の内払いの規定を定めたものでございます。議案第3号については以上となります。

○13番 岡田総務産業常任委員長 以上で、議案第3号についての説明は終わりました質疑を行います。質疑ありますでしょうか。どうぞ、寺平委員。

○14番 寺平委員 13ページから14ページなんですけれども、このテレワーク関係の在宅勤務等手当の新設について、この箕輪町においてテレワークっていうのはどういった職種を想定しているのか、該当する職員が現在あるのか、質問いたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 清水係長。

○清水人事係長 想定している職員につきましては、通常的一般職の職員を想定しております。手当につきましては、今回ここで新設ですけれども、町にはテレワークの要綱が令和3年度に創設しておりまして、現在も、コロナ禍の中、在宅勤務等を行っている職員もおりまして、在宅勤務というものは以前からあったものでございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 寺平委員。

○14番 寺平委員 人事院勧告を見てみると、多分その働き方改革の一環で、なるべく

その役場に来なくてもいいような職務内容というのを考えていると思うんです。つまり、要は、今回の在宅勤務っていうのはどちらかっていうと、その職員がコロナになっちゃったとか、ご家族がコロナになっちゃったとか、そういう一時的な緊急的な内容で在宅勤務ということ想定しているのでしょうか。だから、要は、もう最初からテレワーク前提の採用とかそういうことじゃなくて、一時的な、通常は役場に来るのが通常なんだけれども、そういった何らかの事情で在宅勤務になってしまったっていうのを想定した運用の仕方になるのでしょうか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 清水係長。

○清水人事係長 私の説明がいけませんで、町ではそういったコロナ禍をきっかけに在宅ワークがもう既に始まっているっていうことです。この手当につきましては一時的というよりは、働き方の選び方、多様化の中の一つとして、役場庁舎に出勤する以外でも働けるようにというようなことで設けたものなんです。具体的にどういった職種でどういった人が使うことが想定されているかと言われますと、まだ、なかなかそういった方はいらっしゃらないっていうのが現状でございます。

○14番 寺平委員 分かりました。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほかはいかがでしょうか。どうぞ、平出議員。

○4番 平出委員 基本的なことで申し訳ないんですが、20ページにあります3条関係の、この一般職員の任期付職員というのは、どういう職員でしたっけ。今現在、いましたっけ。それについてお願いします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 毛利課長、お願いします。

○毛利総務課長 任期付職員は今、1人おりまして、教育委員会に情報を主任務とした職員が学校教育課に1人、任期付き職員として採用しております。

○4番 平出委員 ありがとうございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは、質疑を打ち切ります。討論に入ります。議案第3号について討論を行います。討論はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。採決を行います。議案第3号 箕輪町一般職の職員の給与に関する条例及び箕輪町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 御異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

それでは次に、議案第4号 箕輪町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及

び箕輪町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。毛利課長。

○毛利総務課長 議案第4号でございます。こちらも、議案第3号と同様に人事院勧告によるものでございます。内容につきましては、人事係長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 清水係長。

○清水人事係長 それでは、議案第4号について説明をさせていただきます。では、資料で説明をいたしますので、5ページをご覧ください。まず、上の表でございますが、議会議員の議員報酬等に関するものでありまして、議会議員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。第1条では、令和5年度で期末手当の12月分を0.1月引き上げまして、1.75月とするものでございます。第2条の関係では、令和6年度以降引上げ分0.1月分を6月と12月に同じ月数に振り分けるものでございます。下の段の表になりますけれども、こちらは特別職の職員で、常勤の者の給与に関するものでございます。町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を改定するものでございます。第3条関係では、令和5年度での期末手当の12月月分を0.1月引き上げまして、1.75月とするものでございます。第4条関係では、令和6年度以降引上げ分0.1月分を6月と12月に同じ月数に割り振る改定でございます。では、2ページをご覧ください。附則の第1条では、この条例の施行期日を公布の日からと定めており、改正文の第2条、第4条の規定については、令和4年4月1日からとしております。また、附則第1条第2項によりまして、改正文の第1条、第3条の規定の適用日を、附則第2条では報酬の内払いについて定めているものでございます。以上です。

○13番 岡田総務産業常任委員長 以上で、議案第4号についての説明を終わりました。質疑を行います。質疑ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですかね。質疑はなしと認めます。議案第4号について討論を行います。討論はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。採決を行います。議案第4号は、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 御異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨を報告いたします。

では次に、議案第5号 箕輪町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び箕輪町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。毛利課長。

○毛利総務課長 それでは、第5号でございます。こちらにつきましても、先ほどの議案第3号、第4号と同様の人事院勧告を踏まえたもの、また保健補導員の解散に伴いまして、

そちらの報酬の欄の削除をするものでございます。内容につきまして、人事係長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 清水係長。

○清水人事係長 それでは、議案第5号についてご説明をさせていただきます。それでは、資料で説明をいたしますので、5ページをご覧ください。まず第1条関係ですが、パートタイム会計年度任用職員の令和5年度期末手当の12月分を0.1月引き上げまして、1.375月とするものでございます。第2条の関係につきましては、3ページをご覧ください。こちら、新旧対照表になりますが、条例中別表第2として、嘱託員等の報酬を規定しております。このうち保健補導員につきましては、令和5年度で解散となることから保健補導員の部分を削除するものでございます。それではまた、5ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。第3条関係です。こちらは、令和6年度以降引き上げた分、0.1月分を6月と12月に割り振るものでございます。第4条関係ですが、フルタイム会計年度任用職員の令和5年度の期末手当の12月分を0.1月引き上げまして、1.375月とするものです。おめくりいただきまして、6ページになります。第5条関係でございます。こちらは令和6年度以降引き上げた分、0.1月分を6月と12月に同じ月数に割り振るものでございます。2ページをお願いいたします。附則第1条では、この条例の施行期日を公布の日からと定めておりまして、改正文、第2条の保健補導員を削る改正につきましては、令和6年3月1日から、また、第3条第5条の手当を同じ月数に振り分けた規定につきましては、令和6年4月1日からとしております。また、附則第1条第2項によりまして、改正文の第1条、第4条の規定の適用日を、附則第2条では報酬の内払いについて定めたものでございます。説明については以上となります。

○13番 岡田総務産業常任委員長 以上で、議案第5号の説明は終わりました。質疑を行います。質疑ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは以上で、質疑を終わります。討論に入ります。議案第5号について討論を行います。討論ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論を終わります。議案第5号について採決を行います。議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨報告いたします。

それでは次に、議案第7号 箕輪町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について執行部の説明を求めます。川合室長。

○川合ゼロカーボン推進室長兼DX推進室長 それでは、議案第7号をお願いいたします

す。この今回の改正につきましては、国のほうの番号利用法等の一部改正への対応、また、昨日政府から発表されましたが、来年秋に予定されている各種保険証とマイナンバーカードとの一体化によって必要となる福祉医療費給付金の受給者資格の確認事務を、情報連携で行うために必要となる改正をするものでございます。詳細については、係長のほうから説明いたしますのでよろしくお願いたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 小口係長。

○小口DX推進係長 提案理由につきましては、先ほど川合課長から申し上げたとおりでございます。3ページをご覧ください。この3ページに記載があるものが、まず法律の改正に伴う改正になってございます。第2条の第3号、第6号、第7号の文言の追加と、第4条の文言の改正でございます。4ページをお開きください。4ページ以降につきまして、先ほどの後半部分になりますが情報連携を行うための改正でございます。4ページの1の項、住民基本台帳法に規定する情報の後に括弧をつけまして、以下、住民基本台帳関係情報追加してございます。これと同じような追加がその下の下ですね、国民健康保険法の場所と、次の5ページですね、5ページの一番上の後期高齢者医療関係情報の部分に追加されてございます。それがどこに反映してくるかといいますと、5ページの5の項になります、地方税関係情報であって規則で定めるもの。6ページに行きまして、住民基本台帳関係情報であって規則で定めるもの、国民健康保険情報であって規則で定めるもの、高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの、こちらが追加されてございます。すみません、2ページにお戻りいただきたいと思っております。2ページの一番下、附則の部分でございます。この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するということで、施行日を決めさせていただいております。こちら、法律の施行日ですけれども、法律のほうが6月9日に公布されておりまして、法律の施行が公布の日から起算して1年3か月を超えない範囲内で政令で定めることとされておりますことから、本条例につきましても法の施行日に合わせることでございまして、このような文言とさせていただいております。以上でございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 議案第7号についての説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。どうぞ、中澤委員。

○7番 中澤委員 ちょっと確認なんだけどね、この条例で、基本的には、自分の情報を使っていいですよということですか。ちょっと言い方が悪いんだけど。本人は、そういうふうに使われる。昔は、なんかこういう許可書っていうか、そういうことに使ってもいいですよって、本人の同意書みたいなものを取ったと思うんだけど、今はもうこういうことで、特に本人には意識させずに使っちゃうってことですか。そこだけです。

○13番 岡田総務産業常任委員長 川合室長。

○川合ゼロカーボン推進室長兼DX推進室長 今回、この事務に関しては、実際の事務手続は福祉課で行います。したがって、今回条例第10号で条例改正必要な手続を行っておりますが、実際のときにはきちんと申請させられ、手続のときに同意を得て、当然使う

という形になるという形です。

○7番 中澤委員 ほんで、そうすると、そのときに「嫌ですよ」って言った場合はどうなりますか。

○川合ゼロカーボン推進室長兼DX推進室長 嫌ですよってことになると、支給ができないということになりますね。給付金が給付できなくなってしまうという形になります。実はもう一つ方法がありまして、ご本人がこれ、行政側が住民の皆さんというか、この給付金を受ける方の利便性を考えてこういう手続方法を取っているんですが、実際にはご本人がマイナポータル、マイナンバーカードでマイナポータルを示していただければ、実際にはそれでも事は済むんですが、それだとちょっと手間がかかるということもあるので、行政側で同意を得て手続を進めるという形になります。

○7番 中澤委員 いずれにしろ、そうするとこの条例で全てっていうんじゃなくて、本人の同意はこれより前に取ってるってことなのね。みんな使っているという。

○川合ゼロカーボン推進室長兼DX推進室長 (聴取不能)

○7番 中澤委員 分かりました。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほか、質疑ありませんか。南委員、どうぞ。

○3番 南委員 現行の保険証のままでは受けられなくなるんですか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 小口係長。

○小口DX推進係長 現行の保険証が来年の秋には廃止をされますので、その代わりにマイナンバーを使って情報照会をさせていただくか、ご本人がマイナンバーカードでマイナポータルに接続して医療情報といいますか、保険情報を取得していただく、どちらかの方法になっているかと思います。

○13番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですか。ほかに、質疑ありますでしょうか。ないようです。一点よろしいですか。紙の保険証自体は残すと、残すというか、本人の希望があれば、そういう対応もされるってことですが、それではもう対応し切れなくなるってことですね。残った紙の保健証の加入者にとっては、そういった給付されないようなものも生じてくるっていう、理解でよろしいですか。

○小口DX推進係長 そうですね。紙は残るんですけども、それは新たな形で新たな保険証として配布されますので、そこに保険情報が記載されていれば、それで確認ができますので、支給が可能になるかと思います。

○13番 岡田総務産業常任委員長 という理解でよろしいですかね。ほかは、質疑よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 質疑を打ち切ります。議案第7号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。議案第7号について、採決を

行います。議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨報告をいたします。

続いて、議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)について、総務課に関わる案件を議題といたします。説明を求めます。毛利課長。

○毛利総務課長 それでは、議案第13号でございます。令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)の総務課に関する部分でございます。それぞれ担当の係長からご説明させていただきますが、防災・セーフコミュニティ推進係長の市川が今日、申し訳ございません、体調不良でお休みさせていただいております。防災の関係は私のほうで説明させていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、予算書の12ページをお開きください。17款の県支出金でございます。2項県補助金の中に総務費県補助金といたしまして、自転車用ヘルメット購入支援事業補助金を10万円計上してございます。こちらにつきましては県の補助制度でございまして、市町村が実施をするヘルメット購入補助金で、一つのヘルメット当たり2分の1、上限1,000円を県が市町村に対して、補助を交付するというものになってございまして、こちらの収入見込額10万円を計上をしております。続きまして、お隣の13ページでございます。18款財産収入でございます。財産売却収入、不動産売却収入といたしまして、166万円を計上してございます。こちらにつきましては、松島の大道にございます防火水槽の用地がございまして、こちらの一部について、隣接の方から売却を要望されておりました、約100平米ほどになるかと思っておりますけれども、その売却、土地の売却収入を計上したものでございます。歳入は以上でございます。続きまして、歳出でございます。一般16ページをお開きください。16ページの一番下でございます、0203防犯推進事業費でございます。需用費といたしまして、燃料費でございますが、安全・安心パトロール隊の車の燃料費を増額させていただいております。こちらにつきましては、実績から今後の不足の見込額といたしまして、10万1,000円を計上をさせていただいたものでございます。

○前島総務係長 0204公用自動車管理費をご覧ください。17ページの上段になります。需用費のうち、06修繕料、公用車修繕料の増を18万1,000円をお願いするものでございます。それから消耗品費11万円の増となっております。こちらですが、町長車のエアコン、それからドライブレコーダーが故障をいたしまして、修繕にかかるものとなっております。また、中型バスのバックカメラにつきましても、こちらも故障が発生しましたので、こちらの修繕ということで消耗品と修繕料の増をお願いするものでございます。その下の12節の委託料でございます。こちら211万7,000円の増をお願いするものですが、こちらアルコール検知器、キーボックス設置委託料となっております。12月1日からアルコールチェッカーによる酒気帯びの確認が義務化となっております。現在は、それぞれの課にアルコール

チェッカーを配布しまして、紙での管理であったり、それからシステムを使った記録をしているところがございますが、こちらのアルコール検知器、キーボックスが一体型となったシステムとなっております。現在、各・・・管理者、それから各課で管理をしております公用車の鍵をキーボックスに集めまして、アルコール検知システムと連動したもので、アルコールチェックをして酒気帯びが確認されない場合は鍵が取り出せるといったシステムになっております。こちらのアルコールチェックの記録、1年間保存をしなければならないということがございますので、こちらのシステムを使用することで確実に記録の保存ができるということと、それから職員本人確認のほう、運転免許証をかざすことで本人確認となりますので、免許不携帯ですとか免許の期限切れの予防等も、こちらのシステムを使って行っていけるものとなっております。

○毛利総務課長 19ページをお開きください。上段でございます、0241交通安全対策費でございます。こちらのうち、10節需用費でございます。光熱水費といたしまして、防犯街灯等の電気料でございます、14万7,000円。それから修繕費といたしまして、防犯街頭、また、カーブミラー等の修繕料でございます、2万7,000円でございます。それぞれ実績から、今後の不足見込額を計上させていただいたものでございます。18節負担金補助金及び交付金のうち、補助金でございます。自転車用のヘルメット購入支援事業補助金といたしまして、45万円を計上してございます。こちらにつきましては、高校生の世代——16歳から18歳の方を対象に上限3,000円で補助率2分の1ということで、補助金として交付させていただきたいというものでございます。各学年50人といたしまして、150人分45万円を計上したものでございます。

○川合ゼロカーボン推進室長 29ページをお願いいたします。29ページ下段ですけれども、0436ゼロカーボン推進事業費でございます。07の報償費、01報奨金としてプロポーザル委員の謝礼10万円を計上させていただきました。こちらにつきましては、現在公募を行ってこれから技術提案をいただくプロポーザルが2件ございます。そちらのほうにですね、大変専門性が高いものですから、信州大学の先生をお願いして、有識者として委員に加わっていただくための謝礼金、審査2日間にわたりますのでお支払いするというものでございます。

○毛利総務課長 一般36ページをお開きください。9款消防費の0933防災推進事業費でございます。負担金補助金及び交付金のうち、補助金といたしまして、防災士養成事業補助金を7万9,000円増額をさせていただいてございます。こちらにつきましては、防災士の資格取得に関する補助でございます。当初予算で3人分を計上させていただいてございました。現在、申請また交付を3人に行っております。今後の見込みといたしまして、2人予定をされておまして、不足額7万9,000円を増額をさせていただいたものでございます。

○清水人事係長 では、46ページをご覧ください。給与費明細書についてご説明をさせていただきます。1番の特別職でございます。一番下のほうに比較という欄がありますので、こちらをご覧くださいいただければと思います。長等ということで、21万円の増となっております。

こちらにつきましては、町長・副町長の人勸を踏まえた制度改正に伴う期末手当の増でございます。議員につきましては、52万4,000円、こちらにつきましても議員の皆さんの期末手当の部分につきまして、人勸を踏まえた改正となっております。その他の特別職でございますが、報酬が535万5,000円の増、また、期末手当が7万9,000円の増となっております。こちらにつきましては、報酬については農業委員さんの報酬になりますけれども、農地利用適正化交付金が確定したことに伴いまして報酬を定めたものでございます。その他の特別職の期末手当でございますけれども、こちらは教育長の分となっております。続きまして、47ページの一般職の給与費明細書でございます。こちらですけれども、10月の人事異動ですとか、産育休に入られた職員の方の異動に伴うもの、そして人勸に伴う給与改定、期末勤勉手当の支給月数の改定、また、会計年度職員につきましては、最低賃金引上げに伴いまして給与を見直したもの、また、期末手当の支給月を見直したものなどとなっております。では、(1)総括でございますが、比較の欄をご覧ください。職員数でございますが、正規の常勤職員はマイナス1でございます。給料としまして、438万3,000円の増、職員手当が1,117万円の増。共済費が111万5,000円の増でございます。下段の会計年度任用職員でございます。報酬が14万4,000円の増、また、職員手当としまして437万2,000円の増でございます。共済費が76万6,000円増となっております。(2)明細をご覧くださいと思います。上の段の給与でございますが、先ほど正規の職員の給与の増が438万3,000円ということでご説明を申し上げました、その内訳でございます。給与改定に伴う増としまして532万5,000円、こちらが人員勧告を踏まえた月例給の改定などに伴うものでございます。そして昇給に伴う増として3万3,000円、その他の増減分としまして、マイナスの97万5,000円でございます。こちらにつきましては、人事異動に伴うものとなっております。下の段になりますが、職員手当でございます。1,117万円の増でございます。その内訳としましては、制度改正に伴う増として1,071万6,000円でございます。こちらは人事院勧告を踏まえまして、期末勤勉手当の支給月数の改定でございます。その他の増減としまして、マイナス9万2,000円は職員の異動に伴うものでございます。54万6,000円につきましては時間外手当の増ということで、もみじ湖の関係の時間外手当となっております。給与費明細書につきましては次ページ以降に詳細、職員の内訳等ございますが、説明については以上となります。

○13番 岡田総務産業常任委員長 以上で、議案第13号についての説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。南委員、どうぞ。

○3番 南委員 公用車のドラレコの修理だったんですけど、ドラレコ。17ページですね。ドラレコって保険会社とかじゃなくて、自分で直すものなんですかね。保険会社の契約とかで、どういう修理なのかなと思って、どうして壊れて。

○前島総務係長 ドライブレコーダーは、公用車については、実費というか自分でつけておりますので、画像能力ができないってことで、修繕をするものでございます。

○3番 南委員 消耗品というか、という形で買ってるってということなんですかね。買って

つけてるってことなんですね、町ではね。分かりました。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほか、いかがでしょうか。平出委員。

○4番 平出委員 自転車用ヘルメットの購入に関わる事業ですけれども、これ、県からは高校生と65歳以上が対象だったと思うんですが、65歳以上については補助しないということでしょうか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 毛利課長。

○毛利総務課長 県の補助の制度は高校生と高齢者というふうになってございますが、高齢者というか、その高齢者がこの辺で自転車に乗ってるってところがそんなにはないので、必要性は少ないかなというところの中で高校生、特に中学を卒業した後の高校生って、7割ぐらいが自転車に乗るっていうふうに言われています。そういったものの中で、その皆さんがそのヘルメットの着用率が低いということで、その事故に遭ったときに、大きなけがにつながってしまうという懸念があることから、まずは高校生を中心に対応させていただきたいなというふうに思っております。それから、中学生については、今回学校教育課のほうで中学校の自転車通学の皆さんにヘルメットを支給できるようにしていただいておりますので、そういったことの中で中学から高校生の皆さんを対象とさせていただいております。

○13番 岡田総務産業常任委員長 平出委員、どうぞ。

○4番 平出委員 取りあえず理由は分かりました。また、3月の一般質問で、このことは、質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 毛利課長。

○毛利総務課長 今日の新聞にありました辰野町は全世代になっていたかなと思いますけれども、市町村によってそれぞれ補助制度の内容もそうですし、上限額も違っておりますので、ちょっとまたほかの市町村の状況を見ながら、また当初予算に向けて検討させていただければと思います。よろしくお願いたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 関連ですか。関連。

○3番 南委員 関連ではない。

○13番 岡田総務産業常任委員長 関連で、今お聞きしたいんですけども、50人、先ほどおっしゃった高校生の7割が自転車乗る、この辺やっぱ7割ぐらいなんですか。なんかもっと多いような気がするんですけど。毛利課長。

○毛利総務課長 7割ぐらいってのは、県がこの補助制度をつくる時に大体そのぐらいになっているということで、県のほうから数字をいただいております。1学年50っていうふうなことを、こちらのほうでは積算をさせていただきましたけれども、JRの沢、それから伊那松島駅、木下駅、もう一つは箕輪進修高校のほうにある時点で自転車の台数を見させていただいて、そのときに止まっていたのが117、約120台ぐらいなんです。すると3学年で割る40台ぐらいかなにはなるんですけども、加えて、辰野とか伊那だとか越えて、もしかしたら行ってる子供もいるかもしれないということで1学年50台ぐらいが適当じゃ

ないかということで、そんな積算をさせていただきました。

○13番 岡田総務産業常任委員長 併せて、これ、なんか申請するのに要件とか、そういったものは特に設けてないですか。お願いします。

○毛利総務課長 16歳から18歳ということで高校生の世代、高校生でなくてもその年代、年齢であれば、条件を満たしているということと、もう一つはそのSGとかの安全規格がありますけれども、そういった規格を有したヘルメットを買っていただくっていうところが一つの要件になっております。

○13番 岡田総務産業常任委員長 私の聞き方が悪かったです。その保護者なりの、例えば所得の要件だとか、世帯の要件とか、その辺は特に設けてないってことでよろしいですか。

○毛利総務課長 (うなずく)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。南委員、どうぞ。

○3番 南委員 今のお話聞いてちょっと思ったんですけど、まず、調査されたのは大変だったと思うんですけど、何か学校に聞いて、通学を自転車、それは把握されてないですかね。学校に聞いて何台通ってる方いますかねっていう形は取れないですかね。

○13番 岡田総務産業常任委員長 毛利課長。

○毛利総務課長 学校のほうで市町村別で、誰がっていうか何人っていうふうなことが分かればいかとは思いますが、なかなかそんな時間、全ての学校にお伺いしながら集計するっていうな時間もなかったもんですから、まずは基礎の数値としてこういった方法を取らせていただきました。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほか、質問いかがでしょうか。南委員、どうぞ。

○3番 南委員 一般36ページの防災士のところなんですけど、どういった方が取得希望されてて、例えば取りたいっていう人にはみんな補助が出るのかどうなのか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 毛利課長。

○毛利総務課長 防災士のこの補助ですけれども、補助対象のものが、まずはその講習の受講料、それから受験料、防災士の登録の資格料、それから交通費、交通費は7,000円を上限とさせていただいてございます。それから、県内ですと松本とかでやってるんですけども、県外で取られる方もいらっしゃるんで、宿泊費についても対象にさせていただいてございます。全て実費ということで、人によるんですけども、その分団長を経験された方、消防団の方は申請だけで取得できるんです。この場合7,000円とか9,000円ぐらいしかかからないものになっていて、そうじゃなくて、講習を受けるとすると2日間とか1日とか講習を受けるんですけども、大体宿泊も含めると、3万円から5万円ぐらいかかっていらっしゃる方が多いです。

○3番 南委員 例えば、私みたいなのが取りたいって言った場合にはそこに出るっていうことなんですかね。

○13番 岡田総務産業常任委員長 毛利課長。

○毛利総務課長 申請していただければ審査していただきますので、資格を取っていただいて、ぜひ防災士連絡会ってというのはありますので、そういったところにも登録いただければと思います。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。まだ。南委員、どうぞ。

○3番 南委員 47ページの給与明細一般のところでお話されていたところの、職員の異動に伴う減があったっていうのは、どういう異動で減額になったんですか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 清水係長。

○清水人事係長 今、私のほうで説明させていただいたものが、一般会計の職員の分になるんですけども、この一般会計のほかにも国民健康保険の会計ですとか、介護の会計だとかって分かれて予算書ついていると思うんですが、その中で職員が人事異動に伴いまして一般会計のほうから国保の会計でお金を払うところ、職員とか入替えがあったんです。そのときに一般会計にいた職員のほうが高額なお給料をもらってる方だったっていう、入れ替わったとときに、こっちは減って向こうが増えるっていうような、そういったようなことで減っております。

○3番 南委員 ありがとうございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。
（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第13号について討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。議案第13号について採決を行います。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）のうち、総務課に関わる部分について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 ないものと認め、可決すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨を報告いたします。

議案は以上でよろしかったですか。それでは協議会に入りたいと思います。

【総務課 終了】

②企画振興課

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは時間になりましたので、会議を再開いたします。それでは、企画振興課みのわの魅力発信室に関わる案件についてを議題といたします。

最初に、議案第2号、箕輪町防災交流施設設置条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。鈴木課長、お願いします。

○鈴木企画振興課長 お願いいたします。それでは、議案第2号 箕輪町防災交流施設設置条例制定につきまして、説明をさせていただきます。この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定によりまして、現在建設中の防災交流施設の設置管理等に関しまして、必要事項を定めるものでございます。まず最初に、第1条の趣旨につきましては、こちら記載のとおりでございます。第2条の設置は防災拠点であることに加え、周辺地域の活性化も視野に入れ、持続可能な地域の発展に寄与していくことを目的に設置するものでございます。第3条の名称及び位置につきましては、名称は箕輪町防災交流施設、位置は箕輪町大字中箕輪9499番地4でございます。第4条の使用の許可につきましては、施設を使用する者は、町長の許可を受けるものとするものでございます。裏面、2ページをご覧ください。第5条の使用料等の徴収につきましては、施設の使用料は無料といたしますが、営利目的で使用する場合等は、別表の使用料を徴収するものでございます。また、第2項で施設の冷暖房費は別表の冷暖房費を別途徴収するものでございます。第6条で使用料の減免、第7条で使用料の還付につきまして定めるものでございます。第8条の委任は、施設の管理等につきましては、別に定めるものとするものでございます。施行日は令和6年4月1日でございます。第2項といたしまして、箕輪町議会に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の第3条第34号を箕輪町防災交流施設とするものでございます。以上でございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ただいま、議案第2号についての説明をいただきました。質疑を行います。質疑ありませんか。どうぞ、金澤委員。

○10番 金澤委員 駐車区画に関する記載が全くないんですけど、そのJAと申合せというか、お互いで駐車場の区画をどういうふうにするか、何かすみ分けなり、方向性が出てるんですか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 鈴木課長。

○鈴木企画振興課長 特に申合せ等は今、文書とかではしてないんですが、お話をして相互で使えるようにということでお願いしてあります。

○13番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですか。金澤委員。

○10番 金澤委員 判断もつかないんですけど、例えば片方のほうがイベントがあって、圧倒的に使っちゃうとか、そういうことの懸念というのは。例えば、交流施設のほうで大きなイベントがあるときに、JAの駐車場をほとんど使わせてもらいたいとかっていう、それも今後の話合いでしていくのかな、あそこJAまつりとかあるじゃんね。

○13番 岡田総務産業常任委員長 どうぞ、鈴木課長。

○鈴木企画振興課長 そうですね、JAがイベントするとき、また、防災交流施設がイベントするときには事前に打合せ等させていただいて調整する中で、また近隣の駐車場も活用しながらやっていきたいと思っております。

○13番 岡田総務産業常任委員長 今の件についてはよろしいですか。

○10番 金澤委員 これはその駐車場の件の記載は必要ないのかね。この中に、ない。

○13番 岡田総務産業常任委員長 どうぞ、鈴木課長。

○鈴木企画振興課長 今回につきましては、あくまでも施設の設置に係ります条例ですので、お願いします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほかいかがでしょうか。どうぞ、平出委員。

○4番 平出委員 使用料の徴収、5条ですけれども、本会議でも若干質問いたしましたけれども、営利を目的とすると当然営業的なものには有料でいいと思うんですけれども、地域の皆さんが、例えば講師を呼んでヨガをやると、そうすれば当然先生には1万円なりの謝礼を払わなければいけないので、1,000円なり500円の参加費を取って行うというイベントは当然想定されると思います。そこら辺の一般の人に分かるような利用の明細というか、区分分けというか、そういうパンフレットのものは用意するのか、ぜひしてほしいんですけれども。なるべくそういうところからは無料で貸出しをして町民の利益になるということで明確に打ち出してもらえば、より利用が進むと思いますので、その辺の判断は、どんなふうになっていますでしょうか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 鈴木課長。

○鈴木企画振興課長 本会議のときにも議員さんからご質問いただきまして、今、事例等も今、いろいろ調査しまして、なるべく使いやすいようにしたいと思いますので、またパンフレット等についてもちょっと検討させていただきます。

○10番 金澤委員 よろしくをお願いします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 南委員、どうぞ。

○3番 南委員 協議会なのか、今のちょっと分からないんですけど、聞いてしまいます。たしか、カフェが入るってことでしたよね。フリースペースとかカウンターとか、そういう飲食できるようなスペースがたしかあったと思うんです。例えば、そこで購入しないで自分で持ち込んできたドリンクを持ってきてもいいのか、そういう人もいるところと、購入者との、それこそすみ分けなのか。よくそういうところって学生がコーヒー1杯とか買って長時間勉強に使ったりすることが考えられるんですよ。ずっと場所を陣取るじゃないけれど、そうなったとき。でも、自由なスペースもやっぱり昨日の道の駅の話もあつたんですけど持ち込んで、町民がおにぎり持ってきて食べれたりするのもいいと思うんですよ。その辺どうですか。

○有賀まちづくり政策係長 1階フリースペースにつきましては、現在検討中の中ではそういった制限をする予定はありませんので、あくまでもカフェコーナーがあり、飲食の提供もできるという範囲で考えております。

○3番 南委員 分かります。いや、ごめんなさい、そうですね。なんか私この辺でどれぐらいの使われ方、みんなができてから問題があるのかもしれないんですけど。なんかね、立川とかのイケアとか本当にもう高校生ばかりが陣取って、テーブルに長時間のその学習とかはって書いてあったり、本当にみんな買った人が食べる場所ないって座れないってなっちゃって。そういう例があつたりするので。人気が出てくれば、しかもフリーで入れられて温かくてってなったときに、ちょっとその辺が気になって伺いました。よ

ろしくお願いします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 どうぞ、中野委員。

○12番 中野委員 別表の使用区分の展示コーナーギャラリーを私、すみません、今、平面図持ってないんですけど、営利活動目的の許可、不可になってるんですけど、ここってどのぐらいのスペースで、どういう状況のところなのかをちょっと教えてください。

○13番 岡田総務産業常任委員長 鈴木課長。

○鈴木企画振興課長 今、展示コーナー、ギャラリーについては本当に絵画を飾ったりだとか、本当にそんなにスペースは広くないスペースですので、そこで販売だとかするぐらいのスペースはないかなと思います。

○13番 岡田総務産業常任委員長 中野委員、どうぞ。

○12番 中野委員 ありがとうございます。今ね、展示コーナーとかギャラリーでイベントをすることも結構はやりなので、スペースによっては、その営利活動目的の許可を不可にするべきなのか可にするべきなのかをちょっと確認しました。ありがとうございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほかいかがでしょうか。私から2点、お願いしたいと思います。

第2条なんですけども、防災拠点であるということとコミュニティの場であるっていうことであります。私、この件についても何度か一般質問でも取り上げてきたんですけども、やっぱり福祉センターの代替施設であるっていうことの側面が、この2条になかなか読み込めないなっていう印象を受けています。なんか例えば2条の中に、防災拠点であることに加え、例えばその住民福祉の向上を図るような施設であるというような文言を入れるとか、そういったような議論がなかったのかどうか。時がたってしまうと、防災拠点施設が福祉センターの代替施設という側面があったんだってこともちょっと分からなくなってしまいうんじゃないかなっていうな危惧を覚えるんです。そういった住民の福祉向上の場であるっていうことを目的としているっていうことが、この2条の中に入れ込めなかったのかなと、そういう議論がなかったのかなということをちょっとお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。お願いします。

○鈴木企画振興課長 こちら設置の部分には社会福祉だとかそういうこと入ってないんですけど、運用の中でやっぱり福祉センターの代替ということがありますので、その運用の中で、いわゆる使用の申込みだとか、そういうので少し予約の日を変えるだとかっていうことで考えております。このときはすみません、検討中でなかったです。

○13番 岡田総務産業常任委員長 やっぱり福祉センターって箕輪町の福祉関係、またボランティアされてる方々の拠点だったと思うんですよね。その拠点の、やっぱり代替施設だっということの位置づけがどっかで分かるといいなというふうに思ったので、ちょっと申し添えておきます。もう一点なんですけども、今日現地調査させていただいたときにもお話をさせていただいたんですが、町として今後、ちょっと前にも議会で提案をして、新

しく施設を造る際には、福祉車両の駐車スペースにはアーケードをつけてほしいということを経済委員の一般質問でも取り上げてきて、みのおテラスなんかには設計変更の中で、外構工事で入れていただいたり、また、木下保育園も福祉スペースのところにアンケートをつけていただいたりしたんです。大変、物価高で工事費も高騰している中だと思えますけれども、そういう福祉のスペース、福祉の拠点の場だということも踏まえて、ぜひ福祉車両の駐車スペースにはアーケードっていうか、屋根をつけていただきたいなということをお願ひしたいと思ひます。どうぞ、中野委員。

○12番 中野委員 この設置条例に記載すべきことかは分からないんですけども、動物の出入りっていうのはどう考へているのかを1点お聞きしたくて、例えば、福祉施設としての代替であったら聴導犬とか、持って出入りが可能なのかというところをお聞かせください。

○13番 岡田総務産業常任委員長 鈴木課長。

○鈴木企画振興課長 今後の管理規則等の中で、検討させていただきます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほか、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。討論に入ります。議案第2号について、討論ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。採決を行います。議案第2号箕輪町防災交流施設設置条例の制定について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨報告いたします。

次に、議案第9号になります。箕輪町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部を改正する条例制定について、執行部より説明を求めます。鈴木課長、お願いします。

○鈴木企画振興課長 それでは、議案第9号 箕輪町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、説明をさせていただきます。この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正による条ずれに対応するため、条例改正をするものでございます。新旧対照表のほうで説明させていただきますので、2ページの資料をご覧ください。条例第1条中の第4条を第4条第1項に、条例第7条第1項中の第6条第1項を第7条第1項に、条例第21条第1項中の第7条第1項を第8条第1項に改めるものでございます。なお、施行日につきましては公布の日でございます。以上でございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 議案第9号についての説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 質疑ないものと認めます。議案第9号について討論を行います。討論ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論を打ち切ります。議案第9号について採決を行います。箕輪町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部を改正する条例制定について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨報告いたします。

続いて、議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)について企画振興課みのわの魅力発信室に関わる案件について議題といたします。説明を求めます。唐澤課長お願いします。

○唐澤企画振興課長 議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)につきまして、企画振興課みのわの魅力発信室に関わる部分につきまして、各担当の係長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 藤澤係長。

○藤澤財政係長 それでは、補正予算書、一般9ページをご覧ください。まず、2の歳入、12款の地方交付税でございます。今回、特別交付税を1億9,000万円を計上しております。令和4年度の決算ベースで2億1,500万円、令和3年度で2億1,800万円ほどの実績となっております。

○有賀まちづくり政策係長 一般12ページをご覧ください。17款県支出金ですけれども、民生費県補助金としまして、地域少子化対策重点推進交付金の増額による3分の2を県のほうから頂けるものになりますけれども、こちらを140万円増額といたします。続きまして、歳出の部分になりますけれども、一般18ページをご覧ください。結婚支援事業費の中で補助金ですけれども、先ほど申し上げました歳入に関わる部分になります。補助金につきまして、結婚新生活とスタートアップ補助金の210万円の増額をお願いいたします。本補助金は、令和3年度から国の地域少子化対策重点推進交付金事業により、結婚に伴う新生活を家賃や引っ越し費用等を補助し支援するものになります。予算300万円のうち77万2,000円を交付済みですが、今後、432万8,000円の申請見込みがあるため、増額するものです。続きまして、同じく18ページの0236移住定住推進事業費でございます。18節負担金補助及び交付金でございます。こちら1,260万円の増でございます。こちらですが、まずは若者世帯定住支援奨励金増700万円でございますが、こちらが10件分、空き家改修費等補助金が240万円が6件分、空き家片付け事業補助金が80万円が8件分、空き家解体事業補助金が240万円が8件分、こちら申請者の増に伴います補正でございます。

○藤澤財政係長 最終一般45ページになりますけど、予備費ということで歳入歳出調整のため予備費をマイナス255万円補正を計上しております。説明については、以上となりま

す。

○13番 岡田総務産業常任委員長 以上で、議案第13号についての説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですか。質疑を打ち切ります。続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。議案第13号について採決を行います。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)のうち、企画振興課みのわの魅力発信室に関わる部分について、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨報告いたします。

議案は以上で終わります。では協議会に移りたいと思います。

【企画振興課 終了】

③税務課

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは、引き続き税務課に係る案件についてを議題といたします。税務課、13号ですか。よろしいですか。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)の中で税務課に係る部分についての説明を求めます。課長、お願いします。

○唐澤税務課長 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)につきまして、税務課につきましては、人件費のみになります。10月に人事異動がございましたので、その関係の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 予算書の中には特に、ないですかね。20ページ、19もありました。そうですね。

○唐澤税務課長 委員長、大変申し訳ございませんでした。議案書につきましては予算書の19ページの徴税費になります。よろしくお願いたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 以上で説明を終わります。人件費のみということでございます。質疑に移ります。質疑ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありません。討論に移ります。討論ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議

案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）のうち、税務課に関する部分について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨報告いたします。

以上で、議案の審査を終了といたします。協議会に入りたいと思います。

【税務課 終了】

④みどり戦略課

○13番 岡田総務産業常任委員長 再開したいと思います。みどりの戦略課に関わる部分についてを議題といたします。13号だけでよろしいか。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）について、みどりの戦略課に関わる部分についてを案件といたします。説明を求めます。山口課長。

○山口みどりの戦略課長 それではよろしくお願いたします。議案第13号 一般会計補正予算（第7号）を担当の係長に説明させますのでお願いたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 唐澤係長。

○唐澤農業振興係長 説明をさせていただきます。まず、資料の11ページのほうをお開きいただきたいと思います。歳入のほうから説明させていただきます。まず、民生費国庫補助金ということでございまして、ちょうど真ん中辺りにありますけれども、その農林水産業費国庫補助金のほうでございまして、大変申し訳ありません。前の方でした。すみませんでした。こちらの農林水産業費補助金でございまして、機構集積事業補助金、農業委員会費というところの農地利用最適化交付金というところでございますけれども535万5,000円ということで歳入のほう見ております。こちら、農業委員会の農地利用最適化交付金という部分ですけれども、委員の成果報酬という部分について増額ということになったものですので、こちらのまた支出のほうで説明をさせていただきます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 潮田係長。

○潮田農業振興係長 資料12ページをお願いします。17款の県支出金でございまして。農林水産業費の県補助金でございまして。経営体育成支援事業補助金ということで272万9,000円を計上してございまして。こちらは、高橋洋平さんという果樹農家の方の機械導入、スピードスプレーヤーの導入に対する補助金ということで、10分の3の補助ということで計上してございまして。

○13番 岡田総務産業常任委員長 唐澤係長。

○唐澤農業振興係長 それでは、歳出について説明させていただきます。資料30ページということになります。30ページの農業委員会費601の事業報酬増になります。こちらのほうの委員報酬という項目535万5,000円ということで補正のほうをさせていただきたいというふうに思います。こちらの金額ですけれども、農業委員での地域の活動、例えば農地巡

回ですとか地域の農地相談、あと荒廃地解消活動というものの活動日数、それから地域の農地集積率、それから荒廃地解消面積等考慮しまして、全国農業委員会の活動実績を基に配分された額ということで、こちらのほうが委員の割増報酬ということで充てられるということで出ておりますので、こちらのほう535万5,000円ということで補正をさせていただきます。以上です。

○13番 岡田総務産業常任委員長 潮田係長。

○潮田農業振興係長 同じく30ページをお願いします。610の農業振興費でございます。負担金補助金の補助金でございます。こちらの歳入のときに説明しましたが、経営体育成時支援事業の補助金ということで、272万9,000円を計上してございます。SSの補助金になります。

○小笠原森ビジョン推進係長 続いて、31ページをお願いいたします。0619農作物有害鳥獣駆除対策事業費になります。こちら増額補正になりますけれども、クマの学習放獣作業業務委託料の増ということで、当初予算では5頭分掛ける7万7,000円ということで計上してあったわけですが、この予算要求までの間に今年は8頭のほうが学習放獣を行っておりまして、もう5頭分の増額のほうをさせていただいているところでございます。合計10頭分ということで補正をさせていただいております。

では、続きまして、0620農業振興戦略費になります。こちら、役務費手数料で1万円増になりますけれども、こちらのみのわテラスの駐車場北側と、あと南の通路になりますけれども、こちらの転用決済金なんです、予算要求の際には当初170円で昨年度の決済金だったわけですが、今年度は174円ということで4円上がったものですから、それ掛ける2,410平米ということで1万円の増という形になっております。

○13番 岡田総務産業常任委員長 潮田係長。

○潮田農業振興係長 資料31ページになります、お願いします。640、それから660につきましましては、給料、それから職員手当共済費ということで増額、それから減額と計上してございます。

○小笠原森ビジョン推進係長 続いて、32ページをお願いいたします。0680林業振興費になります。企業会計共済費につきましましては人件費の補正になります。18の負担金補助及び交付金でありますけれども、負担金ということで、林道熊倉線愛護会負担金増で6万4,000円計上してございます。こちらにつきましましては、熊倉線が雨で幾らか水に洗われたということで、作業道の工事の負担金の増になります。こちらについては東箕輪3区と松島区、あと町が受益地がありますので、そちらの受益地の面積割合によりまして、町が21.4%ということで6万4,000円の負担の増となっております。

○13番 岡田総務産業常任委員長 潮田係長。

○潮田農業振興係長 資料44ページになります。お願いします。11款の災害復旧費でございます。1112町単独農業用施設の災害復旧費でございます。400万円ということで補正計上させていただいております。こちらは、6月上旬に豪雨がありまして、福与の中村、そ

れから北沢常会で4か所、田んぼの畦畔ののり面が崩落する災害がありました。今回補正したのは、そのときはまだ稲刈り前でしたので、耕作者、それから地権者の方と相談する中で、稲刈りが終了してから工事をしてほしいということでありましたので、このタイミングで積算をして計上させていただきました。よろしくお願ひします。以上になります。

○13番 岡田総務産業常任委員長 以上で、説明を終わります。質疑に入りたいと思います。質疑ありますか。最初にちょっと言っておきます。熊倉線が多分どこか分からない議員さんもいらっしゃると思うのでちょっと説明をお願いしてよろしいですか。

○小笠原森ビジョン推進係長 林道熊倉線になりますけれども、林道日影入線、いわゆる箕輪ダムを越えて田無大橋を渡った、いわゆる末広ではなくて、田無大橋を西高遠方面へ渡っていただくと、途中から町道が終わりましてそこから林道日影入線になります。そこから進んでいただいて1.5キロぐらいですかね、進んでいただくと、いわゆる南側に林道熊倉線という、熊倉沢になりまして、その先に行きますといわゆる鍾乳洞があったりですとかありまして、そちらが熊倉線ということで、そちらの受益地としては松島財産区ですとか、あと東箕輪3区、あと奥に町有林でありまして、そちらが5団体のほうで管理ですとか、そういったことをしている。そういった林道になっております。

○3番 南委員 鍾乳洞（聴取不能）入れますか。

○小笠原森ビジョン推進係長 ただ、鍾乳洞についてはもうほぼもう崩れてしまっていて、今実際に入れない状況ですので、今年も7月の末の、いわゆる夕立と強風でもう何十本という、カラ松が倒れましてそれは職員4人で全部撤去してってというようなことをやったりもしました。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。どうぞ、中澤委員。マイクをお願いします。

○7番 中澤委員 30ページ、農業委員の報酬なんですけれど、これ最初に、今の農業委員会制度が二つに分かれ、委員が二つに分かれて、あどときに今の説明の冒頭でもあったんだけど、成果報酬っていうことを言われたんですよね。ですが、始まったときは、個人ごとの差、いわゆる査定みたいなことはできないからっていうことで、みんな一律同じ金額を出してたんですけれど、これ、今年あたりはこの535万5,000円は、農業委員全員に平等に分けちゃってるんですか。それとも、やっぱりやった仕事量に応じて成果報酬、本来の成果報酬になってるんですか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 唐沢係長。

○唐沢農業振興係長 成果報酬、能率給っていうのは、全国の農業委員会で見たときに、箕輪町がどのぐらいの成果を出してるかっていうところで、箕輪町のほうに配分される額ということになります。ですんで、これをそれぞれの委員さんに分けるときには平等な額でありまして、平等の額で割りまして、余った金額ですけれども、こちらは会長のほうに割り振るというような形で配分をしているということなんです。

○7番 中澤委員 分かりました。ということはおとんど平等に分けてるっていうことで

すね。ちなみにお一人当たりどのぐらいなんですか、平均的に見ると。

○13番 岡田総務産業常任委員長 唐澤係長。

○唐澤農業振興係長 1人当たり今年度で計算しますと、会長が36万2,610円で、委員が36万2,590円ということになります。

○7番 中澤委員 ということは、ここでいうその成果報酬の部分は32万幾らなんだけれども、それとは別個にベースになるようなものがあるんですか。ですので、総額で結構です。

○13番 岡田総務産業常任委員長 どうぞ、唐澤係長。

○唐澤農業振興係長 基本報酬ですけれども、会長が38万7,600円で会長代理が31万800円、委員さんが30万円ということで、これ月々の額の12か月の足し上げってということになりますけれどもこれは月々、これの12で割った金額が払われてます。年間でそれぐらいの額ということなんですけれども、そこに先ほど言った額が3月末に払われまして、それを合計ということになりますと、年度の額ですけれども、会長が75万210円、会長代理が67万3,390円で、委員が66万2,590円というような形になります。

○7番 中澤委員 委員はいい報酬ですね、そういうほかの委員に比べると。ありがとうございました。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほか、いかがでしょうか。どうぞ、平出委員。

○4番 平出委員 44ページ、災害復旧費です。今の豪雨によってのり面が崩壊したということでございますけれども、これは補助していただく基準的なものはあるんでしょうか。前にも北小河内でそういうのがあったんだけど、自分でやらなきゃいけないって一生懸命自分でやっていた人がいたもんですから、その辺が気になりまして質問しました。

○13番 岡田総務産業常任委員長 潮田係長。

○潮田農業振興課長 こちらは基準等はないんですけれども、災害の基準、国の補助の災害基準に該当しますと国庫補助の対象になるんですが、それが時間雨量で80ミリとか、そういったひどい雨の場合になります。今回はそこまで行かなかったもので、通常の工事ということで区から要望があったものに対して、町で工事をするということで計上させていただいております。

○13番 岡田総務産業常任委員長 どうぞ、平出委員。

○4番 平出委員 そうしましたら、その被害に遭われた方は区に言って、町へ要望してくれということ、そういう手続を取れば、こういうことで町の補助が受けられるということ、よろしいですか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 潮田係長。

○潮田農業振興課長 はい、そのとおりです。基本的には区を通していただいて、区長さんから連絡を受けたら現場を見に行きまして、積算をして補助をするということになっております。

○4番 平出委員 ありがとうございました。そういうことがあったら、そんなふうな手

続をお知らせしたいと思います。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですかね。

（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは質疑を打ち切ります。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）のうち、みどりの戦略課に関わる部分について、討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論ありませんね。討論を打ち切ります。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）のうち、みどりの戦略課に関わる部分について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしましたので、その旨本会議で報告をいたします。

【みどりの戦略課 終了】

⑤議会事務局

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは、会議を再開したいと思います。

議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）のうち、議会監査委員事務局に関わる部分についてを議題といたします。それでは説明を求めます。事務局長、お願いします。

○三井議会事務局長 それでは、議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご説明申し上げます。基本的には人件費の補正になりまして、総務課のほうでまとめて説明がされたかと思しますので、よろしく願いいたします。以上です。

○13番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりました。それでは質疑に入りたいと思います。質疑ありますかでしょうか。

（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありません。それでは討論に入りたいと思います。討論ありますかでしょうか。

（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論もなしと認めます。それでは採決を行います。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）について議会監査委員事務局に関わる部分を、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨報告をいたします。ありがとうございます。

それでは、協議会に移りたいと思います。

【議会事務局終了】

⑥会計課

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは引き続き、会計課について委員会審査を再開したいと思います。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）のうち、会計課に関わる部分について議題といたします。13号の一般会計補正予算の（第7号）について、会計課としては人件費のみという説明でよろしいですか。課長、お願いします。

○林会計管理者 会計課に係る231に関しましては、総務課関連の人件費のみの補正になりますので、よろしく願いいたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。議案第13号についての説明終わりました。質疑に移りたいと思います。質疑ありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですかね。ないということで、討論に移りたいと思います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは、採決を行います。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）のうち、会計課に関わる部分について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしましたので、本会議とその旨報告といたします。

【会計課 終了】

午後3時20分 閉会

午前9時30分 開会

①商工観光課

○13番 岡田総務産業常任委員長 おはようございます。

定刻少し前ですけれども皆さんおそろいですので、総務産業常任委員会の委員会審査を、昨日に引き続き再開したいと思います。

7番 中澤委員より遅刻する旨の報告がありますので、皆さんにお知らせしておきます。それでは、商工観光課に関わる部分についてを議題といたします。

議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）につきまして、商工観光課に関わる部分についての説明を求めます。

小林課長、お願いします。

○小林商工観光課長 それでは、議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）の商工観光課に関する部分につきまして、ご説明申し上げます。お手元の補正予算書、議案書の一般の33ページになります。

7款の商工費でございますが、0701商工費、02の0710ですね。観光費、これにつきましては人件費の補正になりまして、これにつきましては昨日、総務課から説明のほうがあったかと思しますので、産業支援センターみのわ管理費0720、こちらのほうにつきましてご説明申し上げます。事業費、光熱水費で6万3,000円の補正をお願いするものでございます。これは、産業支援センターみのわの電気代の増ということで、不足する部分を補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりました。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑ありますでしょうか。よろしいですかね。

（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 質疑ありません。

討論に入ります。討論はありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは、採決を行います。

議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）のうち、商工観光課に関わる部分について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定しましたので、本会議でその旨報告いたします。

議案は以上となりますので、協議会に入りたいと思います。

【商工観光課 終了】

②建設課

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは会議を再開したいと思います。

議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）のうち、建設課に関わる部分について、執行部より説明を求めます。

小澤課長、お願いします。

○小澤建設課長 それでは、議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）について、建設課に関わる部分について、建設工事関係分を私からで、建設監理系の部分については、担当の係長からご説明いたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 柴宮係長、お願いします。

○柴宮建設管理係長 細部について、歳出分のご説明をさしあげます。一般会計の34ページをお願いいたします。

8款土木費です。中段の0810道路維持費ですが、凍結防止剤の購入、町道の除雪、凍結防止剤散布に関する委託料といたしまして、需用費と委託料合わせまして1,366万8,000円を追加要望するものでございます。

○小澤建設課長 続きまして、0811道路舗装補修工事費です。工事請負費300万円を追加するものでございます。町道6号線、国道からJR飯田線の西交差点までの間の歩道修繕を予定しております。

おめくりいただきまして、35ページをお願いします。

0820町単独道路整備事業費です。委託料770万円を追加するものでございます。こちらも町道6号線になりますが、松島保育園の西側から町道4号線の交差点にかけての歩道整備を計画しておりまして、測量設計の業務委託料でございます。

○柴宮建設管理係長 続きまして、0857の都市公園管理費でございます。

天竜公園の夜間照明機器の修繕といたしまして、56万円を追加要望するものです。公園全体で夜間照明が9基ほどございますが、既決予算分で2基の修繕が完了しております。残り7基の修繕を引き続きということで予定し、要求するものでございます。

現状も故障によりまして1~2基ほど点灯してないような状況ではありますが、その分も含めまして今回の修繕で水銀灯からLED化に交換するというような修繕の要望でございます。

続きまして、0858の緑地公園管理費です。

もみじ湖周辺公園、イベント公演の電気権利の取得といたしまして、20万円を追加するものでございます。イベント時の電源につきまして、今まで個人の方が引込み工事をしていただき、年間の電気料の支払いをしていただいていた状況もございます。そういったときには、個人の方にイベント主側がその電気料を払って借りるというような形をしておったようですが、公園施設の管理者であります建設課が権利を取得いたしまして、今後の電気料金の負担をしていきたいと考えておるものでございます。相応分の費用ということで、20万円を予算要求するものであります。

○小澤建設課長 飛びますが、一般の44ページをご覧くださいければと思います。

11款の災害復旧費です。最後の段の1132町単独公共土木施設災害復旧費です。委託料880万円を追加するものでございます。こちら、昨日、現地審査いただきました国道松島の追分手前の斜め東に入る町道302号線です。ブロック積擁壁にクラックが生じ、雨水が浸入したためか、裏込めゲイが流出している状況ということで、応急対策はしているところでございます。

喫緊での支障はないということではありますが、今後の天候や重量のある車両等の通行により、将来、ブロックの崩落が予想されることから、ボーリング調査と施工方法の検討・設計等を行いたく計上したものでございます。

歳出は以上でございます。こちらのほうは、全て一般財源であり歳入はございません。細部説明は以上となります。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。全て一般財源ということですか。

それでは説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑いかがでしょうか。どうぞ、南委員。

○3番 南委員 35ページの天竜公園の夜間照明7機ってということなんですけれど、これ、こういうのをソーラー化していけないんですかね。1灯、1灯にくっついてるのはよく、あれにするとどれぐらい上がるんですか、そういう検討はされてないんですか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 どうぞ、小澤課長。

○小澤建設課長 ソーラー化の検討はしてございません。

○13番 岡田総務産業常任委員長 南委員。

○3番 南委員 そういったやり方もあるんじゃないかと思っています。一般質問で言えばよかったんですけど、街灯とか学校のとか、公共施設、今たくさん見かけますよね。信号機ですら見かけて、簡単なもので、いっぱい電源引かなくてもあるので将来的に電気代がかからなくなる。LEDで結構お金かけて直すのであれば、もうそこをいきいきソーラーにしたらどうかって思います。大がかりなパネルじゃなくて、何か検討されてないんだっていうのを聞いて余計今しゃべってよかったなと思うんですけど、ちょっと検討してみてもらえませんか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 柴宮係長。

○柴宮建設管理係長 今回の補正に関しましては、既存のポールをそのまま利用しまして、照明の交換っていう形での補正になります。

今、南委員がおっしゃったような場合におきましては、多分、太陽光パネルを設置するスペースですとか、ポールの強度の関係を検討しなきゃいけないと思いますので、ちょっとそこまでは今回は考えてないという状況です。

○13番 岡田総務産業常任委員長 どうぞ。

○小澤建設課長 たしか今、係長が申したとおりではございますが、よく見かける駐車場とかで簡易的なやつ、蓄電してやる容量というのがある程度大きいソーラーパネルで蓄

電もしっかりやればいいんですけど、公園の安定した電気、電気というか照明の供給が必要になるということになると、照明とかパネル自体がかなり大型のものであり、簡易的に四、五メートル程度、というか二、三メートル程度で照射角度ってのも決まってるんですけど、かなり全体を明るくしていかないと公園っていうのはまずいんじゃないかなということで、あると思うんですよ。そうした関係でいくと、パネル自体は相当な大きさが必要になってくるんじゃないかなっていうふうに予想されます。

それと、やはり天候不順のときにはそれが確保できるかっていう問題もあるかと思いついて、部分的にやっていくのは確かに大丈夫かなと思いますけれど、安定したものと、それから今回LED化にするということにより、電気使用量自体も抑えられるっていうことでありますんでね、そういったこともちょっとあろうかなと思いますので、お願いします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 すみません、議事を整理したいと思います。

今回の修繕については先ほどお話があったとおり、消えてるものがあるっていうこととLEDに変えるっていうことが今回の予算の根拠になりますので、電力の供給方法そのものについての議論というのは、また別途、必要かなと思いますのでお願いしたいと思います。

どうぞ、南委員。

○3番 南委員 その点について理解しました。ただ、今まで検討していないっていうことと、替えるときがチャンスだと思いますので、これからは、そんなに大型じゃないものも見受けられるので、今後発生する、これでは無理かもしれないけれど予想でお話されたっていうことと、今まで検討してないということなので、そういうチャンスがあれば、これもしかしてパネル式のソーラー型の電灯に替えられるっていうものがあれば、ちょっと頭に入れていただくと助かります。お願いします。

○14番 寺平委員 34ページの町道の、0810道路維持費の中の凍結防止剤増の、この要因というのはどういったものがありますでしょうか。ここで初めて取らなりました。違いますか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 小澤課長。

○小澤建設課長 道路維持費の凍結防止剤は、こちら今回の補正でやっております、毎年このような形でやっております。以上です。

○13番 岡田総務産業常任委員長 寺平委員。

○14番 寺平委員 ありがとうございます。

毎年、この時期に持ってたので特段新しい、去年も何か質疑でやったときに、要は特段、新しいという、要は例年よりも寒いというのが予想されて計上するんじゃないかと、毎年この時期に補正して載せるっていう答弁だったと思うんですけど、例年どおりの扱いであるということで、理解でよろしいですか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 小澤課長、お願いします。

○小澤建設課長 私どもでは当初予算で要求はしておりますけれど、毎年、長期にわたってかそういったものを見る中で補正対応していただきたいということで、取り下げさせられ、

させられて言ったらいけないと、すみません、ちょっと語弊がありました。予算査定で査定されております。以上です。

○13番 岡田総務産業常任委員長 平出委員。

○4番 平出委員 35ページ、0858のイベント広場の電気引込権の関係ですけれども、三日町山田店さんの引いてきた部分ですか。

それで、今度、町が権利者になる場合は、一般的に使う場合はどのような手続というか、無料なのか、一々お金を取るのか、そこら辺は、これからどんなふうになるのでしょうか。

○小澤建設課長 基本的には無料でということで、申込みは施設管理者である建設課の方へ申し出ていただくということです。ただ、相当の電気料を使うときはちょっと相談という形で、各イベントの企画、イベント広場自体、それ以外のところの公園もそうなんですけれど、申込仕様の段階で事業計画と、それから電気の使用の有無だとかそういうのを確認してもらってどのくらいの電気相当量を使うのかというようなところも、その事業計画の中でお話しさせていただいて、あまりにもちょっと負担の大きいようですと、ちょっと一部も負担させていただくということも検討せざるを得ないかなとは考えております。

ただ、通常のイベントについては、お金、電気料ってということで特別もらうことは考えていません。以上です。

○4番 平出委員 ありがとうございます。それで、もみじ湖まつりが大きいイベントだと思うんですけども、それ以外に大きなイベントっていうのは、今年の実績の中で、よくあの機動隊の訓練は見るんですけども、それ以外に何かそういう大きなイベントっていうのは、どんなものがあるのでしょうか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 小澤課長。

○小澤建設課長 やはり警察関係のあれが2か月に1ペースぐらいで申込みいただいています。それ以外にフライングドッグって言ったかな。そのイベントの全国大会らしいんですけど、それがここ数年、毎年こちらでやられております。ただ、そちらのほうについては電気の使用量部分はないようですけれど、それ以外に多いのが、あとは消防関係、県の防災ヘリコプターによる救助訓練だとか、そういったこともあちらでやっておりますし、あと最近は何か地元の有志の方々がそのところで、子供たちとの触れ合いみたいなのがあって、電気料自体そのまま使うっていうのはあんまり多くないです。以上です。

○4番 平出委員 ありがとうございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 どうぞ。

金澤委員。

○10番 金澤議員 今の関連なんだけど、役場にパームバーあるよね、6キロの。リーフとセットで使うと6kW、フルに使っても10時間使えると思うんだけど、それは考えなかったの。パームバー使ったことないんじゃない。ノスタ計で。

○・・・ バッテリー。

○10番 金澤議員 パームバーというのはバッテリーじゃなくて、電気自動車の電気か

ら変換して、普通の100ボルトで使える電気。

○13番 岡田総務産業常任委員長 小澤課長。

○小澤建設課長 うちでっていうか、イベントの主催者が電気とかそういったものを考えてもらって、ここの電気使っていていいですかって言われたときに、どのくらいですかって言われたときに、お貸しするものだと思ってますんで、特別それ以外にこれを用意してっていうと、そのイベント主催者側が考えることじゃないかなと思うんです。ですので、そういったものについて云々っていうのは、この施設、施設側からこういう申出っていうかそういうものはやったことはないと思います。

○13番 岡田総務産業常任委員長 金澤委員。

○4番 金澤議員 そういう意味合いじゃなくて、役場がパームバーは持ってるんだよね、あれ買ったときにそういう目的に言ったわけ。例えば、権現桜のところもずっと電気を引くのに引かなくていいように、電気自動車がこれから増えていくからそれとセットで使うと電源として使えるっていう話をしてたんだけど、そういう目的で買ってあるけど使ってるふうがないんだよね。

○13番 岡田総務産業常任委員長 小澤課長。

○小澤建設課長 すみません、私どもはイベント主催者じゃないので、そういうことです。そういうことでそういったものがあつたってことであればそういったものをお貸し、貸し出しとかそういうことをするんだらうと思うんですけど、その建設課として総務課管理のものだと思うんですけど、そちらのほうのアクションというか、そういったものが一度もないです。

○4番 金澤議員 引込料として20万円計上するってことは、それをしないで済む方法があれば、それも検討したらどうかなっていう。そういうこと。

○13番 岡田総務産業常任委員長 小澤課長。

○小澤建設課長 これは引込手数料ではなくて権利を買うということで、もう既に電気工事がされておりまして、もう何年か前に。それで、簡単に容易にコンセントで使える状態である権利を買うということでございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですか。

○4番 金澤議員 それじゃ、（聴取不能）しなくて済むわけだろ、あれが。全部、もう工事が。県の前にどうかっていう。

○13番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですか。

どうぞ、南委員。

○3番 南委員 さっきの話に戻ってしまうんですけど、今35ページ、公園の修繕料で、これからこの修繕ということなので、本当に、間に合えば検討してみたいです。やっぱり、そういう独立電源式のソーラー照明灯とか、ちょっとネットで調べてもすぐ出てくるので、そっちに変えることができるのであれば、またゼロカーボンにも関わるし、そういう対応ができるんじゃないかと思うので、ここでLEDに変えました。ここで何十万か

かった。でもうそれでまた何十年もいっちゃうと思うんで、変えたら。であれば、今変えるチャンスなので、照明自体を変える検討もしていただけないですかね。

今、予想だけで、多分できないっておっしゃったんですけど、全然公園とかでも使われててそんなに大きな設備が横に別にパネルなくて、街路灯にくっついている照明があるので、そんなにゼロカーボンで進める箕輪町にしたいんだったら、そこからも考えていってはどうですかね。

○13番 岡田総務産業常任委員長 小澤課長。

○小澤建設課長 ちょっとお時間ください。検討、どっちの有利、有利っていうかどうかそういったことでもないんですけど、ゼロカーボン化っていうことで考えれば確かに有効だと思います。

それと、あと公園の持つ特性として、パネルがどのぐらい必要なのかっていうようなことが多分まず大事だと思うんですけど、その中で景観っていうほどではないんですけど、パネルが仰々しくなってどうするかっていう。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ちょっと待ってください。

○小澤建設課長 うん。そういったこともあるかと思いますが、ちょっと検討はさせていただければと思います。以上です。

○13番 岡田総務産業常任委員長 南委員、どうぞ。

○3番 南委員 ありがとうございます。検討していただけるっていうことで、やっぱりお金はそれは少しは多分かさんでくるとは思うんですけど、何億ってことじゃないと思うので、大がかりなパネルを横に設置するわけじゃなく、街路灯にくっついているタイプのもがあるので、少しそっちにお金がかかっても、いろいろ将来的に長い目で見たときに有益じゃないかなって思いますので、お願いします。

ほぼ決まった計画なんでしょうけれど、可決まだされていないのであれば、もう一度修正提案でも、可能であればゼロカーボン等、話されて、できない。

○13番 岡田総務産業常任委員長 今日、この場で。

○3番 南委員 うん。

○13番 岡田総務産業常任委員長 この予算を認めるか認めないかっていうことをこの委員会で判断をするので、特に南委員がこれについて修正を求めるのであれば、その旨をお示しいただきたいと思う。

○3番 南委員 もし、それで検討していただくことで、プラスになってきて、修正が必要ということであればそれをお願いしたいです。修正提案。

○13番 岡田総務産業常任委員長 委員会の討議って形で。委員会討議にしますか。

○4番 金澤議員 さっき、小澤課長言ったように、公園っていうことを考えると、安定的に天候不順に関係なく安定的に照明するってのは最大の要因なんで、今、南委員が言ったような方法にすると、かなりの容量の蓄電池を同時に設置しないとできないです。だからよって、今の方法のほうが正解だと思いますよ。

○13番 岡田総務産業常任委員長 どうぞ、中澤委員。

○7番 中澤委員 これ、既に先行して2基は交換しちゃったっちゃうんだよね。残る7基をやりましょうということですよ、さっきの説明でいけば。要は、これの実施設計をずっとしてきて積み重ねた上で、今回予算として出てるってということだもんで、南さんも要望するんであれば、この次からはそういうことを考えてくださいみたいな要望にしないと、今回はこの予算を認めるか認めないかちゅう、委員長が言ったようなそういう立場で議論してもらわなきゃしょうがないと思うけど。

なので、課長も検討するようなこと言ったんだけど、これは、これを検討するんですか、それとも私が言うように、今後はそういうことも視野に入れて検討していくって意味ですか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 いいですよ。どうぞ。議事録に残さずに。委員会討議。

○小澤建設課長 予算、ここでかけさせていただいたとしても、もし、南委員さんのおっしゃるとおり、それが有効な手立てだとあれば修繕のほうは未執行という形で改めて次の議会等で設置工事費ですね、今度その場合は。設置工事費として補正なりさせていただくような形になるのかなと思いますが、今現在ですと、やはり公園、防犯街灯とちょっとやはり違うんですよ、公園の照明っていうのは。かなり幅広くやっっていかなければいけないものですから、先ほど金澤委員さんがおっしゃられたとおりの関係でちょっとかなり膨大な容量ということと、安定的な電源等も必要なのかっていうと、恐らく厳しいのかなっていうような予想されます。以上です。

○13番 岡田総務産業常任委員長 どうぞ。

○3番 南委員 可能な限りで今、皆さんまだ予測で話されているので、本当にできないかを、例えば7基の中の1基でもいいと思います。公園で使われている、大きな公園で使われている例もありますし、歩道でも使われている。学校でも使われている、駐車場でも使われているようですので、皆さん今、多分南委員が言われるので無理だっって皆さん予想で話されてるので1基だけでも可能であれば、そこで補正していただけると。例えば、6基はこのまま通ったとしても、そういうものが公園にあるっていうのは、みんなの意識っていうか目にしていくことで、こういうところも変わったねっていうふうな周知にもつながると思うので、検討だけしていただけたらうれしいです。

○13番 岡田総務産業常任委員長 特に、委員会の中でご意見があれば。

どうぞ。いや、いいですよ。なくても。

○・・・ 公園は、緊急度が高いのと、ちゃんとした照明が欲しいというのはあるんですけど、この事業に関してじゃなくて、ゼロカーボンという事業をやっているんで、縦割りじゃなくてこういう事業をやるよっていうことをゼロカーボンが知っていることがいいのかなと思って、LEDに変えるなら、やっぱり実績を積み上げられるんじゃないかなと思うんですよ。ゼロカーボンの事業の進めた実績の中に、つなげることがあるから、そういう意

味でゼロカーボンと話をしてもらった方がいいのかなと思います。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほか、よろしいですかね。

予算の審議のほうに、また戻りたいと思います。

先ほど来、ちょっと整理しますと南委員としては議員の側から修正を求めるのではなくて、今後の運用の在り方について検討してほしいということで、担当課のほうでも可能性も含めて今後検討をするということで答弁ありましたので、その整理でよろしいですか、南委員。あれ。

どうぞ、南委員。

○3番 南委員 それでいいです。

今もちょっと見ると避難場所でも使われてるようなので、本当に1基でもいいと思うのでお願いします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほか、ご意見、この13号について、いかがでしょうか。質疑ですね。

なければちょっと一点お伺いしたいんですけども、34ページの0811、300万の工事請負費で、国道からJR松島駅までの歩道の工事というお話でしたけども、南北両方ですか、それとも片側ですか。

○小澤建設課長 今回、これは北側ですね、北側の大きいほうの木を除去して、それでブロックの盛り上がったものを平らにするというような形でございます。昨年三、四本かな、やったところなんですけれど、これね計画でちょっとやっていくところで、それで来年度も今度南側のほう、大分、大きくなって、そして通行に支障のあるところ、通行に支障ないところはしばらくはちょっとやらないんですけど、計画的に進めているところです。以上です。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。そうしますと、北側の歩道を全てワカユと、木も伐採してワカユということでもよろしいね。それは地元の方の要望もあったんですかね。小澤課長、お願いします。

○小澤建設課長 地元の区からもございまして、改めて区と常会とNPOでLEDは何か使ってやっていただいているんですが、その方々からも了解を得ているということです。

特に、私どもとすれば本当は街路樹っていうのを入れたいものですから、一部ちょっと無理言って、昨年サザンカを1本植えさせていただいたんですけど、それすらもやはりやめてほしいというような要望も一応、地元の方からはあったところです。以上です。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。

伐採処分、工事も全部含めて300万でできるんですか。

○・・・ (聴取不能)

○13番 岡田総務産業常任委員長 そうかそうか。はい。承知しました。

ほかよろしいでしょうか。

なければ質疑を打ち切りたいと思います。

討論に入りたいと思います。討論ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。採決を行います。

議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)についての建設課に関わる部分について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決定しましたので、本会議でその旨報告をいたします。

議案の審査は以上で、協議会に入りたいと思います。

【建設課 終了】

③水道課

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは、会議を再開したいと思います。

議案第12号 箕輪町水道事業の設置等に関する条例及び箕輪町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。課長、お願いします。

○藤澤水道課長 それでは、水道課になります。議案第12号ですけれども、条例制定についてご説明申し上げます。説明につきましては、小林水道管理係長から申し上げますのでよろしく願いいたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 小林係長、お願いします。

○小林水道管理係長 それでは、議案第12号 箕輪町水道事業の設置等に関する条例及び箕輪町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

提案理由としましては、この条例は地方自治法の一部の改正に伴う改正のほか、所要の改正を行うものとなっております

内容につきましてご説明申し上げます。資料3ページをご覧ください。新旧対照表となります。

第3条の第1項と第2項でございますが、表の配列に合わせまして、順番を入れ替えるような改正案となっております。改正によりまして何か変わるということはありません。

第4条でございますが、審議会の委員を10人以内で組織すると改正案がございますが、こちらは下水道の審議会と人数を合わせるために改正をさせていただきたいと思っております。

第6条でございますが、こちらは地方自治法の一部改正によりまして条ずれが起こりますので、そちらで改正を伴うものとしております。

下のところになります。今度は下水道のほうになります。第5条、同じく地方自治法の一部改正によりまして条ずれが起こるに伴いまして、改正するものがございます。ご説明につきましては以上となります。

○13番 岡田総務産業常任委員長 議案第12号についての説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですかね。

質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは、採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 異議ないものと認め、認定すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨報告いたします。

では続きまして、議案第17号 令和5年度箕輪町水道事業会計補正予算(第3号)について説明を求めます。藤澤課長、お願いします。

○藤澤水道課長 それでは、令和5年度箕輪町水道事業会計補正予算(第3号)について説明申し上げます。議場でもご説明させていただきまして、ページですが、水道の5ページをご覧ください。補正予算の実施計画明細書をもちまして説明させていただきます。

水道事業の収益的支出にございます水道事業費用、営業費用でございますが、下水及び浄水費、修繕費でございます。昨日ですけどカニンテキ北島水源のポンプを制御するための制御盤の修繕で180万円の増額をお願いするものであります。

5目の総係費でございますけど、こちらは人件費に関するものでございまして、人事院勧告に伴う増額補正でございます。

2項の営業外費用でございますけれど、支払い利息及び企業債取扱商品ということで、企業債の利息を24万3,000円増額させていただいております。

これは予算編成時、昨年ですけど1.0の利率だったものが、春には1.3、また1.1に落ちて今現在でいうと1.5とか変動していきまして、それに伴いまして不足になりますので増額をお願いするものでございます。

次のページになりますけど、資本的支出でございます。資本的支出、建設改良費、老朽管更新事業費でございますけれど、こちらも人件費となっております人事院勧告に伴うものでございますのでよろしくお願いいたします。

その他につきましても、また資料でご確認いただければと思いますので、水道については以上でございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。

議案第17号についての説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですかね。ちょっと一点、北島水源のポンプの制御盤の修繕ですけども、修繕費としての総額がどの程度のもので、当初予算でどれぐらいのものがあって不足分ということで、その辺の整理をお願いしたいと思います。課長、お願いします。

○藤澤水道課長 失礼しました。金額、ポンプの制御盤自体は253万円を見込んでおりまして、そのうち予算執行残から50万円充てまして、残りの17万2,100円ですけど180万円をお願いするものでございます。それと申し訳ありません。総係費の19手数料でちょっと言い忘れまして、収納事務取扱手数料でございますけれど、こちらの電子決済を始めまして、また、この春から（聴取不能）物も増やしていきましてところ、前年度の月比較で100件から150件、電子決済が増えているので、その手数料の足りなくなりますので、その増額をお願いするものでございます。大変失礼しました。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。質疑でよろしいですか。どうぞ、南委員。

○3番 南委員 水道料の、使用者が支払うときの手数料ということですよ。

○13番 岡田総務産業常任委員長 藤澤課長。

○藤澤水道課長 おっしゃるとおりでございます。今までPayPayやLINE_Payでやったんですけれども、春からのauPAY、d払いも可能にしたということで、手数料増えてしまうんですけど、電子決済は増えてきているという傾向でございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。それでは質疑を打ち切って討論に入ります。討論ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。採決を行います。

議案第17号 令和5年度箕輪町水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨報告いたします。

続いて、議案第18号 令和5年度箕輪町下水道事業会計補正予算（第3号）についての説明を求めます。藤澤課長、お願いします。

○藤澤水道課長 それでは、令和5年度箕輪町下水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。本会議でも説明させていただきましたので、下水道5ページをご覧ください。補正予算実施計画明細書で説明させていただきます。

初めに、下水道事業の収益的支出でございますが、下水道事業費用の営業費用総係費でございますけれど、1節から6節までが人件費に関するもので人事院勧告によるものでございます。19節手数料につきましても、収納事務取扱手数料ということで、先ほどの上水道

と同じで電子決済が増えてきたことにより不足額の増額補正でございます。

30節負担金でございますけれど、こちら区域外流入下水道負担金ということで、隣の南箕輪村と協定しています区域外の流入を受けてもらうということで、株式会社興亜さんなんですけど、町村境、箕輪町にある会社なんですけど、そちらの下水を処理してもらうための受益者負担金相当額をそのまま南箕輪にお渡しするというものでございまして、事業完了に伴いまして、ここで計上させていただいたものでございます。

続きまして、下水6ページでございますけれど、資本的支出になります。こちら1目の施設整備費でございますけれど、こちら人件費に関するもので、人事院勧告によるものでございます。そのほかのものについても、ご確認いただければと思います。説明は以上です。

○13番 岡田総務産業常任委員長 議案第18号についての説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

中澤委員。

○7番 中澤委員 今回の南箕輪をお願いしてるってやつ。水道は箕輪の水道を使ってるの。

○13番 岡田総務産業常任委員長 藤澤課長。

○藤澤水道課長 おっしゃるとおりで箕輪町の水道で、下水道の負担金、加入金を町で頂いて、接続は南箕輪村、ちょうど境のところで南箕輪伸びてまして、マンホールがありましてそこに自営工事で伸ばして接続してもらって、処理は向こうでしていただいて、水道の使用料・下水道の使用料を箕輪町に頂いて、年度末に一斉に、その中から南箕輪村の処理にかかった費用分をお渡ししてということで、若干私どものほうにもマツイっておかしいですけど。

○7番 中澤委員 下水道の使用料も一旦は箕輪に納めさせて、その中からお支払いすると。

○藤澤水道課長 おっしゃるとおりです。

○7番 中澤委員 ありがとうございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 どうぞ、南委員。

○3番 南委員 それは何軒分ぐらいとか分かるんですか。

○・・・ 公募で1者。

○3番 南委員 そういうことなのね。会社が。ごめんなさい、ありがとうございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 藤澤課長。

○藤澤水道課長 負担金220万円につきましては、町のジュリしておりますけれど、55万円の4口分で220万ということになります。興亜さんの下水道に処理する分と、今までどおり工業用水用の排水管を通して出るものとして分かれるんですけど、一部は下水道で処理するようになっております。

○・・・ (聴取不能)

○藤澤水道課長 負担金ですね。はい。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは質疑を打ち切って討論に入ります。討論ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。採決を行います。

議案第18号 令和5年度箕輪町下水道事業会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 異議ないものと認め、認定すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨報告いたします。

以上で、提案のものはよろしいですかね。それでは、協議会に入りたいと思います。

【水道課 終了】

総務産業常任委員長

岡田 建二朗

署名委員 第12番

中野 友美

署名委員 第14番

子平 香行